

国立大学法人北海道国立大学機構図書館間相互利用について(申合せ)

令和4年4月1日

国立大学法人北海道国立大学機構

小樽商科大学附属図書館長

帯広畜産大学附属図書館長

北見工業大学図書館長

裁定

(趣旨)

第1条 この申合せは、北海道国立大学機構(以下「機構」という。)が設置する国立大学(以下「大学」という。)に設置する小樽商科大学附属図書館、帯広畜産大学附属図書館及び北見工業大学図書館における、相互の利用に関して必要な事項を定める。

(図書館利用証)

第2条 小樽商科大学附属図書館利用規程(昭和48年度制定)第4条第1項第7号及び第8号、帯広畜産大学附属図書館利用細則(平成16年度細則第21号)第3条第1号及び第2号並びに北見工業大学図書館利用内規(平成24年度学長裁定)第5条第1項第7号及び第8号に掲げる者(以下「利用者」という。)は、大学において、利用者が所属する機構本部又は大学(以下「所属先」という。)以外の大学の図書館を直接訪問し利用証の交付を受けることができる。

(利用)

第3条 利用者は、所属先以外の大学の図書館において、前条に規定する各利用規程等に定める館内閲覧及び参考調査ができる。

(貸出)

第4条 利用者は、所属先以外の大学の図書館において、直接来館により第2条に規定する各利用規程等に定める手続を経て、図書の貸出を受けることができる。

2 利用者は、所属先(機構本部に所属する役職員にあつては、帯広畜産大学)の図書館において第2条に規定する各利用規程等に定める手続を経て、所属先以外の大学の図書館から非来館による図書の貸出を受けることができる。

3 貸出冊数及び貸出期間は、次のとおりとする。ただし、所蔵館の長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(1) 第1項による貸出 5冊 30日間

(2) 前項による貸出 5冊 30日間(搬送に要する日数を含む。)

4 次に掲げる資料は、貸出禁止とする。

(1) 貴重資料

- (2) 参考図書
 - (3) 逐次刊行物
 - (4) 視聴覚資料
 - (5) その他所蔵館の長が指定した資料
- 5 貸出を受けた利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその図書館資料を返却しなければならない。
- (1) 返却期限が到来したとき。
 - (2) 利用者の身分を失ったとき。
 - (3) 所蔵館の長が必要と認めたとき。

(文献複写)

- 第5条 利用者は、学習、教育又は研究のため必要があるときは、所属先以外の大学の図書館を直接訪問し利用する際、所定の手続により、文献複写を依頼することができる。
- 2 利用者は、所属先(機構本部に所属する役職員にあつては、帯広畜産大学)の図書館において第2条に規定する各利用規程等に定める手続を経て、所属先以外の図書館へ図書館資料の文献複写依頼を行うことができる。
- 3 文献複写依頼に係る料金は、別に定める。